

日医発第 675 号(地 I 190)

平成 29 年 10 月 10 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横倉 義武

ベズロトクスマブ（遺伝子組換え）の使用に当たっての留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同局医薬安全対策課長の連名にて各都道府県等衛生主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

先般、ベズロトクスマブ（遺伝子組換え）（販売名：ジーンプラバ点滴静注 625mg）が「クロストリジウム・ディフィシル感染症の再発抑制」を効能又は効果として承認されました。

クロストリジウム・ディフィシル感染症は、抗菌薬の投与により正常腸内細菌叢が破壊され、菌交代現象により異常増殖したクロストリジウム・ディフィシルが産生する毒素が腸管粘膜を傷害することにより生じるものであり、本疾患の予防には安易な抗菌薬使用を慎むことが最も重要であるとされています。

また、近年、不適正な抗菌薬の使用による薬剤耐性菌及びそれに伴う感染症の増加が国際的な問題となっており、抗菌薬のより一層の適正使用が求められているところです。

本通知は、これらの状況を踏まえ、引き続き抗菌薬を適正に使用していただくとともに、本剤の適切な使用について周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



薬生薬審発 0927 第 5 号
薬生安発 0927 第 2 号
平成 29 年 9 月 27 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長



ベズロトクスラブ（遺伝子組換え）の使用に当たっての留意事項について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知を发出了しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願ひします。



薬生薬審発 0927 第 4 号
薬生安発 0927 第 1 号
平成 29 年 9 月 27 日

各

| |
|-------------|
| 都 道 府 県 |
| 保 健 所 設 置 市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

ベズロトクスマブ (遺伝子組換え) の使用に当たっての留意事項について

ベズロトクスマブ (遺伝子組換え) (販売名: ジーンプラバ点滴静注 625 mg。以下「本剤」という。) については、本日、「クロストリジウム・ディフィシル感染症の再発抑制」を効能又は効果として承認したところです。

「クロストリジウム・ディフィシル感染症 (クロストリジウム・ディフィシルによる偽膜性大腸炎を含む。以下「本疾患」という。)」は、抗菌薬の投与により正常腸内細菌叢が破壊され、菌交代現象により異常増殖したクロストリジウム・ディフィシルが産生する毒素が腸管粘膜を傷害することにより生じるものであり、本疾患の予防には安易な抗菌薬使用を慎むことが最も重要であるとされています。

また近年、不適正な抗菌薬の使用による薬剤耐性菌及びそれに伴う感染症の増加が国際的な問題となっており、抗菌薬のよりいっそうの適正使用が求められています。

つきましては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル 偽膜性大腸炎」(平成 20 年 3 月 厚生労働省) 及び「抗微生物薬適正使用の手引き」(平成 29 年 6 月 1 日付け健感発 0601 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 等の情報に留意し、引き続き抗菌薬を適正に使用していただくとともに、本剤については、添付文書に記載された【臨床成績】の項も十分に理解した上で、本疾患の既往がある等、再発リスクが高いと判断した患者を対象として適切に使用していただくよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。